十七　廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
十八　使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。
十九　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。
二十　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十一　廃止措置の管理に関すること。
二十二　その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項
3　前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
4　第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

（核物質防護規定）

第三条　法第五十七条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　防護区域（第二条の十一の十三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。

［五～十四　略］

十五　第二条の十一の十三第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

［十六～十八　略］

2　［略］

［条を削る。］

［項を加える。］

2　前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第二条の十三　法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　法第五十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り
二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
三　従業者その他関係者に対する質問
四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定）

第三条　［同上］

［一～三　同上］

四　防護区域（第二条の十一の十第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。

［五～十四　同上］

十五　第二条の十一の十第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

［十六～十八　同上］

2　［同上］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第三条の二　法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。

2　法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り
二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査